

会 議 録

会議名(審議会等名)	小金井市男女平等推進審議会(平成23年度第3回)
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時	平成24年1月23日(月) 午前10時～正午
開催場所	市民会館・萌え木ホールA会議室
出席者	委員 伊藤智代子委員、加藤由喜枝委員、加藤りつ子委員、佐藤宮子委員 井上恵美子委員、加藤春恵子委員、佐野哲也委員、中澤智恵委員、 吉田哲三委員
	事務局 小金井市長 稲葉孝彦 企画財政部長 上原秀則 企画政策課長 西田剛 企画政策課課長補佐 松井玉恵 企画政策課男女共同参画室長 古谷登志 コンサルタント会社研究員
欠席者	新井利夫委員
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者	なし
会議次第	別紙のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	別紙のとおり (添付一部省略)

第1回小金井市男女平等推進審議会(平成23年度第3回)

平成24年1月23日(月)午前10時～正午

場所：市民会館・萌え木ホールA会議室

次 第

1 議題

- (1) 委員の委嘱について
(挨拶) 小金井市長
各委員の紹介について
- (2) 会長、副会長の互選について
- (3) 男女平等推進審議会(第5期)への諮問事項について
- (4) 審議会の進め方について
- (5) 本日の審議について
 - ア 男女平等に関する市民意識調査・小金井市職員の意識調査について
 - イ その他

2 配布資料

- (1) 審議会の進め方等に関する資料
 - 資料1 男女平等推進審議会委員名簿
 - 資料2 審議会の進め方について(案)
 - 資料3 男女平等推進審議会の開催経過
 - 資料4 (仮称)第4次男女共同参画行動計画(案)について(諮問)(写し)
 - 資料5 (仮称)第4次男女共同参画行動計画策定事業概要
 - 資料6 企画政策課男女共同参画室の所管事業
- (2) 意識調査に関する資料
 - ・男女平等に関する市民意識調査票(案)
 - ・小金井市職員の意識調査票(案)
- (3) その他(冊子等)
 - ・小金井市男女平等基本条例※
 - ・小金井市男女平等基本条例施行規則※
 - ・第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」※
 - ・同 推進状況調査報告書(平成22年度)※
 - ・小金井市配偶者暴力対策基本計画※
 - ・男女平等に関する市民意識・実態調査報告書※
 - ・男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書
 - ・第4期小金井市男女平等推進審議会からの提言について

※ 前期より任期継続の委員には、上記(※)の資料配布を省略させていただきます。

※ 資料は、次回の男女平等推進審議会(第2回)にご出席の際、ご持参ください。

第1回小金井市男女平等推進審議会（平成23年度第3回）

平成24年1月23日（月）

【事務局（西田）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回小金井市男女平等推進審議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

委員の委嘱が終わりまして、会長が選任されますまでの司会進行を務めさせていただきます企画政策課長の西田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まず初めに、委員の委嘱を行います。委員の任期につきましては、平成24年1月23日から26年1月22日までの2年間となります。

市長より委嘱状を交付させていただきたいと存じます。交付に当たりましては、席の順番で交付したいと思います。市長がお席のほうまでお伺いたしますので、その際は、申し訳ございませんが、その場でお立ちいただきますようお願いいたします。よろしくお願いたします。

（市長 委託状交付）

【事務局（西田）】 以上で委嘱状の交付を終了いたします。2年間、どうぞよろしくお願いたします。

引き続きまして、市長よりごあいさつをさせていただきます。

【稲葉市長】 皆さん、おはようございます。ただいま快く審議会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。このたびは、小金井市男女平等推進審議会の委員としてのご就任をお受けいただき、ありがとうございました。また、本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

男女平等推進審議会は、男女平等基本条例に基づいて、市の附属機関として設置しており、男女共同参画の施策や、必要に応じて男女平等社会の形成について、各分野でご活躍をされている皆様の深いご見識のもと、活発なご意見をちょうだいし、大変中身の濃い審議会となっております。後ほど正式に諮問させていただきますが、平成15年3月に策定いたしました第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の計画期間が平成24年度までであるため、これに続く行動計画について審議をお願いしたいと考えております。

このほか、任期中に男女共同参画施策の推進状況や事業の評価方法等についてもご審議をお願いいたします。

なお、本年10月には、前期審議会より、第3次行動計画の改定に関する提言をいただいておりますので、提言につきましては、今期審議会の審議の参考にいただければと考えております。

男女平等推進審議会委員の皆様には、男女平等・男女共同参画推進のため、ご協力を賜りますようお願いいたします。

委員委嘱に当たりまして一言ごあいさつとさせていただきます。2年間お世話になりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（西田）】　　続きまして、本日は第1回目の会議ということでございますので、ここで委員の皆様方のご紹介をしたいと存じます。

男女平等推進審議会につきましては、小金井市男女平等基本条例第28条第1項の規定により、公募市民5人以内、学識経験者5人以内と規定されてございます。学識経験者は、学術研究の研究職の方、また、関係団体等のご推薦をいただいた方をお願いをしているところでございます。

では、初めに、学識経験者委員の方から、お名前のアイウエオ順でご紹介させていただきますと存じます。

私のほうでお名前をご紹介させていただきますので、その後、一言ごあいさつをいただければというふうに思います。

まずアイウエオ順で、井上恵美子委員。フェリス女学院大学の教授でいらっしゃいます。

【井上委員】　　どうぞよろしくお願いいたします。私は今期が2期目です。1期目に参加しまして、とても委員の方々が熱心で、活発で、そして、小金井をどう男女平等な市にするかという強い思いがあるというのを痛感しました。また2期目はプランづくりという大きな役もありますので、ぜひ皆さんと一緒に頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（西田）】　　ありがとうございました。

続きまして、加藤春恵子委員。長年、大学でご教鞭をとられていたというご経験をお持ちでございます。よろしくお願いいたします。

【加藤（春）委員】　　加藤春恵子という、日本中でおそらく1人しかいないというふうな保険会社の人に昔々言われたことがございますけど、おそらくそうだと思います。関西

学院大学のとき女性学の講座を立ち上げましてから、神戸、三鷹を経て、そして、杉並で委員長をさせていただきまして、小金井市の委員としては3期目になりました。少しでも女性学、それから、女性行政のお手伝いをさせていただいた経験を生かして、今期の大切な節目をご一緒させていただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。

では、続きまして、佐野哲也委員、お願いいたします。小金井青年会議所からご推薦をいただきました。

【佐野委員】 小金井青年会議所から推薦を受けて、こちら男女平等推進審議会、参加させていただきます。これから2年間、長くなると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

ちなみに、今は福社会館の地下1階にある社会福祉法人雲柱社というところで、知的障害者の作業所である小金井市福祉共同作業所というところに支援員として勤めております。よろしくお願いいたします。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。

続きまして、中澤智恵委員、お願いいたします。東京学芸大学准教授でいらっしゃいます。前期の副会長をお願いしていた委員でございます。

【中澤委員】 よろしくお願いいたします。東京学芸大学で教員をしております。生涯学習、社会教育とジェンダーが研究テーマでして、大人の学びと子どもの学びと実際に足を運びながらその様子を見せていただいたり、きょうもテーマになっていますアンケートを使用して、量的にも質的にも実際に即して課題を見つけて、どういうふうに解決していくのかということが自分自身の関心で、そういう研究の成果をこちらでも微力ながら生かしていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。

続きまして、吉田哲三委員、市立小中学校校長会のご推薦をいただいております。引き続きになりますが、よろしくお願いいたします。

【吉田委員】 皆さん、こんにちは。前期に引き続きまして今期も委員をさせていただきます。お役に立つようにまた一緒に話を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。

次に、公募委員の方々につきましてごあいさつをお願いしたいと思います。

それでは、伊藤智代子委員、前期から引き続きお願いいたします。よろしく申し上げます。

【伊藤委員】 伊藤智代子と申します。よろしくお願いいたします。私は高校3年生と中学校3年生、小学校6年生の男の子3人の母親でもありまして、地域では、貫井囃子という保存会的なものとか少年野球を通じて地域とのかかわりがあります。私自身は、公民館の男女共同参画講座出身で生涯学習というものに興味を持っています。今は社会福祉士や社会教育主事を目指して学んでいるので相談支援のこととか、生涯学習、大人の学びとありますが、そういったものの視点から男女共同参画に、何かできることがあったらなと思って応募させていただきました。よろしくお願いいたします。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。

続きまして、加藤由喜枝委員。今期からお願いいたしております。よろしく申し上げます。

【加藤（由）委員】 はじめまして。よろしくお願いいたします。長年仕事をしておりまして、一昨年退職をしました。30代の子どもが2人います。1人は結婚、独立して家を出ております。夫は年代のわりには理解のあるほうかと思いますが、家事など私が仕事を続けるサポートをしてもらいました。お互いに定年後、これから夫との家事分担がどうなるんだろうという思いがあります。

それともう一つ、20年、小金井に住んでいるんですが、仕事ばかりで市民としての生活がほとんどなく、退職後、何をしようかと考えていたときに、ちょうど募集が目につきました。現在、『かたらい』という情報誌のお手伝いをさせていただいていますが、これから自分のライフワークをどういうふうにしていったら良いかとの思いもあって応募いたしました。こんな家族も結構あると思うのでいろいろと話し合っていけたらという思いで参加させていただきました。よろしく申し上げます。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。続きまして、加藤りつ子委員、引き続きになります。よろしくお願いいたします。

【加藤（り）委員】 加藤りつ子でございます。3人目の加藤となりますので、下の名前を覚えていただきたいと思います。私は、ご紹介いただきましたように3期目になりました。私は、市民活動というほどのことでもないんですけども、こちらの伊藤委員や佐藤委員とともに、小金井の女性たちの歩みをつづった小金井女性史の編纂などをしてまい

りました。私も学生の子どもがいるんですけれども、市民活動をしている人たちではないような、男女共同参画とか男女平等とか、そういったことも特に考えもせずに普通に暮らしているような仲間というのもたくさんいます。そういう一般市民の感覚というのもこちらの審議会で意見としてお届けできたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。

では、最後になります、佐藤宮子委員、お願いいたします。前期からの引き続きで、今回は会長をしていただいております。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】 佐藤宮子と申します。私も3期目なんですけれども、地域の中では、第2次男女平等プランの中に入っておりました女性団体の横断組織をつくろうということで、市の支援も受けながらできたこがねい女性ネットワークというところの会員で、昨年度まで代表を務めておりました。加藤りつ子委員、伊藤委員や、私も「藤」がつくので、3藤きょうだいと私が個人的に言っているんですけれども、それで女性問題とかについて活動してまいりました。今期の委員は第4期の男女平等プランの策定の審議をするということで、最後のお手伝いできればという形で参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。

本日、今期から委員をお願いしております公募委員の新井利夫委員につきましては、残念ながら所用のため欠席ということでご連絡いただいております。皆様にどうぞよろしくお伝えくださいというふうに承っておりますので、ご紹介をさせていただきます。

以上で委員のご紹介は終了させていただきます。

今期、偶然なんです、加藤委員が3人いらっしゃいますのでなかなかちょっと混乱をしないように、皆さん、工夫をひとつよろしく願いいたしたいと思います。

引き続きまして、事務局の職員をご紹介させていただきたいと思います。

事務局は、企画財政部企画政策課男女共同参画室が担当いたします。本日、先ほど市長がごあいさつさせていただいたところですが、部長以下の職員をご紹介させていただきます。

【事務局（上原）】 企画財政部長の上原でございます。どうぞ2年間、よろしくお願い申し上げます。

【事務局（松井）】 企画政策課長補佐（男女共同参画担当）の松井でございます。ど

うぞよろしくご指導のほどお願いいたします。

【事務局（古谷）】 男女共同参画室の古谷です。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（西田）】 最後になりましたが、私は企画政策課長の西田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、正副会長の互選に入らせていただきたいと思います。男女平等基本条例の第30条第1項の規定によりまして、まず会長の互選をお願いしたいと存じます。どなたかお願いできますでしょうか。ご推薦または立候補がございましたらお願いしたいと思いますが。

【中澤委員】 立候補する気は全然ないんですけども、推薦をさせていただくと、井上委員が2期目になりますので、お願いできればと思っているんですけども。

【事務局（西田）】 ただいま井上委員を会長にとのご推薦がございました。井上委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。異議ございませんか。

（拍 手）

【事務局（西田）】 ありがとうございます。それでは、井上委員が会長に決定いたしました。

では、井上委員、会長席のほうに移動をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。それでは、一言ごあいさつを会長のほうからお願いいたします。

【井上会長】 熱心な委員の方々ばかりですので、おしかりばかりいただく会長になるんじゃないかというのが一番不安ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。私は東町五丁目に住んでいて、今、22歳になる娘が保育園の頃のお母さんたちで、東センターとかでダンスグループを作って活動しています。自分の住んでいるまちが少しでもよくなるようにという思いは同じだと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（西田）】 ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行は会長のほうをお願いしたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【井上会長】 次に副会長を互選することです。副会長にどなたかご推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【中澤委員】 前期、副会長をさせていただいたんですけど、会長は学識で出てくださったので、公募の方からがいいと思います。前回、会長でまたというのもあれなんですけど、佐藤さんをお願いしたいと思います。私も頼りになるので。皆さん、いかがでしょう

か。

(拍手)

【井上会長】 佐藤さんから一言お願いいたします。

【佐藤副会長】 では、副会長をさせていただきます。前期の提言をまとめさせていただきましたので、その前期の委員たちの思いが今期に伝わるように、微力ではございますが、務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【井上会長】 次の議題に入らせていただきます。男女平等推進審議会（第5期）への諮問事項について、お願いいたします。

【事務局（西田）】 それでは、男女平等推進審議会（第5期）への諮問事項でございます。今期の男女平等推進審議会におかれましては、男女共同参画の推進に係る通常審議のほか、委員募集の際にもお知らせさせていただきましたとおり、(仮称)第4次男女共同参画行動計画（案）について諮問させていただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、市長から会長へ諮問書をお渡ししたいと存じます。

(諮問書の受け渡し)

【事務局（西田）】 以上で諮問を終了させていただきます。

申し訳ありませんが、市長及び企画財政部長につきましては次の公務のため、これで退席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【稲葉市長】 お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（上原）】 よろしくお祈りいたします。

(市長及び企画財政部長 退席)

【井上会長】 続きまして、本日の審議についてです。事務局からお願いいたします。

【事務局（西田）】 それでは、資料につきまして、企画政策課長補佐からご説明をさせていただきます。

【事務局（松井）】 資料2、審議会の進め方（案）をご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

1、会議について。まず、会議は会長が召集します。会議の成立は委員の半数以上の出席が必要となります。また、会議は原則公開ですが、審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができるとしております。

2、会議録の作成について。平成16年4月1日から施行しております市民参加条例によりまして、各種審議会等の会議録を作成し、ホームページに掲載し、情報公開コーナー、

図書館等に配置することになっております。その会議録の作成の方法としまして、資料のとおり3つの方法がございますが、男女平等推進審議会は、これまでの間、全文記録とさせていただきます。委員の皆様にご異議がなければ、今期も同様のようになさせていただきます。と思っております。

会議は録音をいたします。録音した全文記録の議事録を作成するため、速記会社へ委託をいたします。

事務局からお願いでございますが、会議のご発言の際には、お名前を名のっていただきて発言を開始していただきますようお願いいたします。実は前期審議会で会議録校正の際、録音データの音声からご発言者様の確認が難しいということが度々ございましたので、ご発言者様の間違い・混乱が生じないよう、今期からそのようにご協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

会議録の校正について、事務局で誤字脱字など一定の修正をし、各委員に会議録（案）をお送りし、確認をお願いいたします。ご自分の発言部分について誤り等ございましたら事務局へご連絡いただき、最終的には会長に一任していただきて会議録として確定いたします。

また、傍聴についてご説明いたします。傍聴についてですが、審議会の日程は、市報及びホームページ等に掲載し、傍聴を希望される方は、開催日に直接お越しいただきます。傍聴者の方が何かご意見をおっしゃりたい場合は、意見用紙というものがございまして、それに記載していただきます。会長がそれをご覧になって必要に応じて審議会の参考といたします。それに対する質疑は原則行いません。

座席でございますが、各委員の座席について、現在、仮の委員名簿のとおり、アイウエオ順とさせていただきます。皆様にご異存がなければ、次回以降、同様にさせていただきます。と思っております。

以上です。

【井上会長】 ありがとうございます。今のご説明に対しての質問でもご意見でもいいので、ありませんでしょうか。

【中澤委員】 ちょっと質問なんですけれども、自分自身が会議録、公表されたものはあまり確認したことないんですけれども、だれが言ったかという全文記録になっていますでしょうか。

【事務局（松井）】 委員のお名前が書いてあって、そのうしろがご発言内容となって

ございます。

【中澤委員】 公表されるのであれば、だれが言ったかというのは大事ではありますね。わかりました。

【井上会長】 ほかにはいかがでしょうか。

この記録の確認に関しては、今回初めての方々にとっては、やり始めてみないとわからない部分もあると思いますので、またいつの回でも何かご指摘がありましたら言っていただければと思います。

【中澤委員】 前期のスタートのときも会議録をどうするかという話はしまして、全文である必要はあるのだろうかという議論もあったんですけども、要約になると、どう要約するかというのがさらに難しいということで、全文のままになったという経緯はあるかなと思います。でも、全文だと見てもポイントがわかりにくいという指摘もあって、2年の中で、もしやっぱりということがあれば議論したほうがいいかなとは思っています。初めての委員の方もご参考にとしたいと思います。

【加藤（春）委員】 よろしいですか。当然のことながらそういうときは、本人が意味不明ないしは反射的に言った発言なんかを削らせていただくということで、最終的に委員長がチェックなさるわけですから、読めるような形にさせていただくという了解でしないと。全文公開というのは、私あちこちでやってまいりましたけれども、初めてで、非常に手間もかかりますし、マイナス面もあるんです。特にここですと、かなり議論白熱といいますか、それぞれの知っているパートを背負って出てきたりしますので、公開はできないことであっても、ぜひ自分の趣旨をご理解いただくために必要だというような発言もあり得るわけですね。そういうところに関してはご配慮いただくということは了解していただきたいというふうに思います。

いたずらに公開のほうにポイントがかかってしまいますと、ざっくばらんな発言ができない。私が参りました一番最初るときなんかはほとんどご発言なさらない市民の方もいらっしゃるような記憶しております。一方で、私のような者が多くしゃべるといようなことになると、議事録が、内容が偏ってしまいますので、どうしても誤解されるような発言のときは削ることも許されるという了解事項は、全文記録の場合には必要だと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

【佐藤副会長】 削る場合はご本人の趣旨で、チェックの段階でご考慮をしていただきたいということであれば削るという考え方で統一してよろしいのでしょうか。審議会とし

でも、その辺は意思決定したほうがいいんですかね。個人の意見でいいんですか。

【事務局（松井）】 会議について、条例の中で原則公開であるが、審議の適正な運営に支障があるときは非公開とできるという規定がございます。公開してさわりのあるような文章は会長が調整して会議録から削除するという認識で進めていただくとか、適正な運営ができると思います。

【加藤（り）委員】 話がもとに戻ってしまうんですけども、今、加藤（春）委員が全文公開のほうが手間がかかるというふうにおっしゃったんです。前期の最初の審議会では、事務局の方の意向もあって全文公開のほうがということになったと思うんです。私は議事録はそのまま公開するのというのは、非常にポイントがわからず、議事録として読み取りにくい。だから、やはり少しまとめたもののほうがいいのではないかという意見が強く出たと私は思うんですけども、前期の最初で事務局がするのは大変だということだったと思うんです。もし今期の事務局の方がそれでもよいということであるならば、私は、全文公開じゃない、まとめていただくという方法がいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

【事務局（松井）】 事務局でございますが、先ほど中澤委員がおっしゃられたように、要約すると、そのご発言趣旨をどうとらえるかというような問題もございますので、事務局としては全文記録をさせていただいたほうが審議の適正という部分では適切なんだなというふうに考えております。さわりのあるようなご発言があれば、そういうこともあるのかとは存じますが、事務局としてはそういうふうを考えています。

【加藤（春）委員】 事務局に概要をまとめていただくということは、事務局はすごく負担がかかりますし、偏りが出るという可能性もあり得ないわけではないので、全文公開そのものはいいんです。ですけど、これは人を傷つけるんじゃないかとか、ああ、こういうことを言ってしまったということを一々考えながら校正すると、発言回数が多い人は手間がかかるわけですね。私はそういう意味で、そういうところを削らせていただいたり、通るようにしたりしながらやっておりましたけれども、中にはそういうことはしちゃいけないというふうに思って苦労してらっしゃる委員さんもいらっしゃると思います。それが発言を抑制するようなことになってはいけません。市のこの女性行政の前進のために誤解を招くようなことがあってはいけませんというようなことに関しては、発言者の校正の自由を留保する、そして、それを会長が最後ご覧になって、やっぱりここは残しておいてくれと。こういう表現で残しておかないと、我々の議論が市民の方にわかっていただけない。

あるいは市役所内の方にわかっていただけないよという場合には、話し合いをするというようにお願いしたいんですね。いたずらに全文公開をするということが自己目的化しないように、何のために全文公開をするのかということ、委員が共有している必要がある。要約することにはまたそれなりの弊害が出やすいと思いますので、私が今までさせていただいていたような形を皆さん共有していただければありがたいかというふうに思っております。

【井上会長】 要は、そのとき思ったことは率直に会議の場所では出していただいて、後で冷静に考えたときにちょっとこれはどうかなということだったら、ここはできたら削除してほしいというように書いていただいて、それでも収まらない難しい問題が出てきたら、会長と副会長さんと事務局で相談をして、また、その委員と相談してということもあるかもしれませんが、今まででいうと、そごまで大ごとにしななければならないようなこともなかったと思うので、まずは記録をとっているというのは忘れて、大いにディスカッションをしていただいて、あとは、チェックをお願いしたいということでお願いします。

そうしましたら、次に進めさせていただきます。配付資料の確認等、事務局のほうからよろしくをお願いします。

【事務局（松井）】 初めに配付資料の確認をお願いいたします。

資料1、男女平等推進審議会委員名簿。次に、審議の進め方について（案）。男女平等推進審議会の開催経過。次に、（仮称）第4次男女共同参画行動計画（案）について（諮問）の写し。（仮称）第4次男女共同参画行動計画策定事業概要。次に、企画政策課男女共同参画室の所管事業。また、事前に郵送させていただきました意識調査に関する資料として、男女平等に関する市民意識調査票（案）、小金井市職員の意識調査票（案）。このほか、資料、冊子類として、小金井市男女平等基本条例。小金井市男女平等基本条例施行規則。第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」。第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況調査報告書（平成22年度）版。小金井市配偶者暴力対策基本計画。男女平等に関する市民意識・実態調査報告書（平成20年3月発行）。男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書（平成19年1月）。最後に、第4期男女平等推進審議会からの提言書についてお配りしております。

なお、条例、条例規則、第3次行動計画、推進状況報告書、配偶者暴力対策基本計画、市民意識調査・実態調査報告書の以上6点につきましては、今回新たに委員となられた方にのみお配りしております。

以上、資料の漏れはございませんでしょうか。

引き続き、資料の説明をさせていただきます。

資料のうち、資料1、2、3、4、資料6については、後ほど各委員のほうでご確認をお願いいたします。資料5については後ほど説明させていただいて、先に冊子類の説明をさせていただきます。

小金井市男女平等基本条例についてご説明をさせていただきます。

小金井市男女平等基本条例は平成15年6月26日に施行されました。

条例の第10条では、行動計画の策定が規定されており、それに基づき、市では、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」が策定され、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策を行っております。また、その推進状況を調査し、毎年報告書を作成しております。

この小金井市男女平等推進審議会は、条例第26条から第33条で規定されております。

次に、小金井市男女平等基本条例施行規則についてご説明させていただきます。男女平等基本条例の施行に関し、必要な事項を定めております。主に条例の第24条、25条に規定している市の男女共同参画もしくは男女平等施策等についての苦情処理について規定しております。市では現在、男女各1人ずつの苦情処理委員の方を選定して、苦情処理または相談等についてお願いしております。

具体的には、男性の弁護士の方、女性の東京簡易裁判所民事調停員の方をお願いしております。

続きまして、冊子でございますが、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」についてご説明させていただきます。

国が定めた男女共同参画社会基本法第14条に、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されております。本計画は、その計画に当たります。

現在の第3次行動計画の期間は、平成15年度から24年度までの10年間とし、男女共同参画を推進するための計画として、企画政策課男女共同参画室で行っている事業のみならず、庁内の各関係課の施策に関連して、5つの主要課題、72施策286事業を取り上げ、庁内の広範多岐にわたる施策の展開を図っております。

また、毎年、その推進状況について調査をし、推進状況調査報告書にまとめております。

現在、行動計画の9年目に当たります。

続きまして、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況調査報告書（平成22年度）版についてご説明いたします。

ただいまご説明した行動計画の推進状況の22年度版でございます。内容についてはご覧いただき、細かな説明については省略させていただきます。

続きまして、小金井市配偶者暴力対策基本計画。平成22年10月に策定し、計画年度を24年度までとした現在の配偶者暴力対策基本計画です。25年度以降の計画は、第3次行動計画に続く次の第4次行動計画に吸収する形で策定したいと考えております。

続きまして、男女平等に関する市民意識・実態調査報告書、緑の冊子でございます。平成19年9月14日から10月2日まで行いました市民を対象とする男女平等に関する市民意識調査の報告書です。集計・分析・報告書作成について業者に委託して作成し、報告書にまとめたものでございます。

続きまして、男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書。平成18年10月に実施した市職員の意識調査報告書になります。

続きまして、第4期小金井市男女平等推進審議会からの提言書。前期の審議会ですが、平成21年10月24日から2年間の任期で審議していただき、任期満了に当たり、新しい行動計画策定に係る考え及び市の事業に対して意見をまとめていただき小金井市長あてに提出された提言書でございます。

冊子資料の説明は以上でございます。

先ほど申し上げました資料5のご説明をさせていただきます。

資料5、（仮称）第4次男女共同参画行動計画策定事業概要についてご説明いたします。

男女平等基本条例第27条第2項に、「審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画の評価、改定、その他男女平等社会の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。」とあります。

今期の男女平等推進審議会では、この条例の条文を根拠として、行動計画の策定について審議をお願いいたします。

現在の第3次行動計画は、計画期間を10年としておりますが、前期審議会の答申では、新たな計画の計画期間は、おおむね5年程度がよいというご指摘をいただきました。

市では、審議会のご指摘も踏まえ、市の上位計画である「第4次基本構想・前期基本計画」及び国の「第3次男女共同参画基本計画」がいずれも平成27年度までであることか

ら、今後この2つの計画を踏まえて策定することを考え、今回策定する計画の計画期間を平成25年から28年度まで、上位計画の翌年度までの4年間としたいというふうに考えております。

また、平成22年10月に策定し、24年度までの計画期間としております現在の配偶者暴力対策基本計画を原則吸収し、1本の計画としたいと考えております。

まず今年度といたしまして、2月に無作為抽出の市民2,000人を対象とした男女平等に関する意識調査、もう一つは、市の職員を対象とした男女平等の意識調査を実施いたします。

「男女平等に関する市民意識調査・実態調査」、「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書」につきましては、いずれも過去2回、同様の調査を実施しておりますが、昨今の男女共同参画に係る状況から、新たな調査項目等を追加し、本日、調査票案をお示ししております。

計画策定に関するスケジュールについては、次回の審議会でお示ししたいと考えておりますが、現在の計画の見直し作業の後、新しい計画の骨子、素案について審議していただき、市民懇談会やパブリックコメントの結果を踏まえて、計画案の答申は、平成24年12月をめどにお願いしたいと考えております。

今年度は、会議をあと1回、来年度につきましては、計画策定に係る会議をおおむね7回、市民懇談会1回のご出席をお願いしたいと考えております。

また、このほか、男女共同参画に係る審議等として、適切な時期に審議会の開催をお願いしたいと考えておりますが、会議スケジュール等については、計画策定の審議の進捗状況にもよりますので、正副会長とご相談の上、進めさせていただきたいと思っております。

なお、計画策定の作業の支援をいたしますコンサルタント会社の研究員が本日の会議から同席させていただいておりますので、ご紹介いたします。

【鈴木研究員】 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所から参りました鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

【地引研究員】 同じく研究員の地引と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（松井）】 どうぞよろしくお願いいたします。

意識調査に関する資料については後ほどご説明させていただきます。

配付資料の説明は以上でございます。

【井上会長】 多くの資料を配っていただきました。また、その時々に見ていただきな

がらご検討いただきたいと思ひます。

きょうはこの事前にお送りしてある市民意識調査と職員意識調査、この2つの議論をすることがもう一つの大きな議題ですので、細かいことについての説明を事務局のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

【事務局（松井）】 続きまして、意識調査についてご説明いたします。

意識調査については、先ほど申し上げたとおり、いずれの調査も過去2回実施しております。市民意識調査については、平成11年10月、平成19年9月実施、職員意識調査については、平成10年5月、平成18年10月実施です。

調査の実施目的といたしまして、主に男女共同参画に係る現状を明らかにし、行動計画策定のための参考資料とするほか、これまでの取り組みをご紹介することにより、調査を通じた男女共同参画に関する啓発・周知効果も期待できるというふうと考えております。

調査項目につきましても、いずれの調査も学識の研究職の方等のご意見や前回調査との比較を考え、設問を踏襲しているもののほか、新たな男女共同参画に関する課題を踏まえるため、国・東京都や他市で実施した同様の調査等、各種資料を参考に新たな設問を追加し、作成しております。

調査に係るスケジュールについて簡単にご説明いたします。

本日の審議を踏まえ、第2回審議会で調査票修正版をお示しいたします。調査の時期は、いずれも2月中旬から3月上旬の2週間程度と考えております。調査終了後、結果につきましては、平成24年度に開催する審議会の中でお示ししたいと考えております。

市民意識調査についてご説明いたします。調査票案をご覧ください。

調査対象は、コンピュータによる無作為抽出18歳以上の男女2,000人とし、郵送にて調査を行います。前回調査は20歳以上を対象といたしましたが、市民参加条例等を踏まえ、今回は若年層を対象に含めて18歳以上として実施したいと考えております。プライバシーに配慮し、同封する返信用封筒により無記名で返送という形で回収いたします。

調査票は、主に家庭内の分担やワークライフバランスに関する項目などを新設しております。新設項目についてご説明いたします。

具体的には、「1 家庭生活について」という調査項目の中、仕事と家庭内の仕事の男女の分担を聞く設問3つの新設でございます。

「2 子育て・教育について」。これはすべて前回調査と同じ項目になっております。

「3 ワークライフバランスについて」、これは3つとも新しい設問になっております。

「4 仕事について」のうち、問10が新しい設問。

「5 社会参加・地域参加について」は、問13・14が一部変更の設問。

「6 人権について」は、問17・18が新しい設問。

「7 男女共同参画の推進について」は、問20・問23が新しい設問となっております。

このほかの項目については、前回の調査と同じか、または選択肢を追加するなどの変更を行っております。

続いて、市職員の意識調査票についてもご説明いたします。

調査票のうち、一部の項目については、市民意識調査と同じ設問を載せております。

市民意識調査票と同じ設問については、2ページの問1、問2、問3、3ページの問4、問7、4ページの問8、問9、6ページの問15が市民意識調査と同じ項目になっております。

また、前回調査と比較して新しい設問として追加したのは、「2 一般的な男女のあり方」の問1、2、3、4です。それから、問9。また、「3 男女平等をさらに進めるための方策」の中の問18となっています。

事務局からは以上です。

【鈴木研究員】 今回、第4次行動計画を策定するという事で、そのあたりを踏まえて策定のお手伝いをさせていただいております。

ベースになっている前回の調査は、かなり前ですので、ワークライフバランスなど新たな項目を追加しています。

【事務局（松井）】 コンサルタントから補足説明させていただきました。

ご説明は以上です。

【井上会長】 ありがとうございます。この調査2つを参考にしながら今期、プランを具体的に審議という流れになります。事前にアンケート調査が委員さんのお手元に送られていますので、ご覧になっていただいたこの2つの調査について、ご意見などありましたらどんなところからでも結構ですのでお願いいたします。

【伊藤委員】 まず職員の意識調査の4ページ目、問8、ウ)の学校教育の場があるんですけれども、この学校教育というのは非常に大ざっぱだと思うので、小学校、中学校、高校、大学と、子どもの発達に応じてどういうふうにというところをもっと細かく決めたほうがいいんじゃないかと思ったんですけれども。

それともう1カ所。同じ職員の意識調査のところで、8ページ目、F4、同居の関係を問うところで、小学生はあるんですけども、小学生以上、中学生、高校生とか、その辺の同居している家族の構成にもっと詳しく触れるような質問事項が要るんじゃないかと思いました。この2点は、市民の意識調査の項目でも全く同じです。

以上です。

【井上会長】 今ご指摘いただいたのが、職員の方ですとF4で、市民の方ですとF3-1ですよ。

【伊藤委員】 はい。そうです。

【井上会長】 これは同居している人全員を挙げるのではなく、特にこういう人がいたらという項目になっていると思います。

同居しているすべての人を挙げるのか、それとも、特定の人だけを問うのかということと、子どもの場合、就学前の子どもと小学生だけでいいのかという2種類の点があるかと思いますが、どうでしょうか。コンサルのほうから何か。

【鈴木研究員】 小学生以上のお子さん、中学生、高校生のお子さんを含めて聞く必要があるかどうかということを考えて、今回は小学生までをお伺いしています。

以上です。

【事務局（松井）】 事務局から説明いたします。就学前の子ども、小学生は、かなり親のほう子どもに対して、ケアをして子育てをしなければならない世代なのかどうかということがまず、家庭の中の特性としてそれが男女共同参画、ワークライフバランスに関係してくると言われています。例えば小さいお子さんがいると。または介護の必要な方がいる。そういう家庭を一つのカテゴリーとするためにこういう調査項目を作っていますので、中学生がいるか、高校生がいるか、大学生がいるか、そういうすべてのライフステージの切り分けが必要なのかどうかということでございます。この調査項目の中では小さいお子さんがいらっしゃるかどうかというのが一つのポイントとして、プロフィールの欄分けになってございます。

【伊藤委員】 はい。わかりました。今のお話を聞いていて、それは推定だと思うんですね。やっぱり小学生、中学生、高校生と子どもに応じてデータがかわってくるというのは、こういう調査の結果としてわかるかなと思うので、私自身はやっぱりもっとそこは小学生、中学生、高校生、それ以上という感じで、もっと具体的にしたほうが正確なニーズを把握できるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局（西田）】 どの辺までの切り分けが必要かということ、例えば細かく分けてしまうと、大学生、専門学校、フリーターとかいろいろ出てきてしまうので、その辺の切り分けが非常に難しいと思うんですね。あまり細かく聞いていってしまいますと、今度は、じゃあ、65歳未満だけで同居している親がいて、その人は介護が必要ではないんだけどもとか、いろんな細かい分けになってくると、これは正直言って必要ないと思われるんですね。ですから、どこまで切り分けていただいたほうが今後の議論の助けになるのかということの観点から、どこまでということをもしご議論いただければありがたいと思うんですけれども。

【井上会長】 どうなんでしょうか。保育園の問題、学童保育の問題があるので、就学前の子どもと小学生が入っているというのがあるわけですがけれども、例えば中学生、高校生ぐらいまでということであれば、1つ、2つ、項目を増やすだけですが、言ってみれば、必要ないということならこのままでもいいかと思えますし、その点いかがですか。

【中澤委員】 あてはまるものなので、1、0で、丸、バツでついてくるので、中学生と高校生を分けると細かいように思うんですけれども、中学生や高校生の子どもというぐらいはやっても、クロス集計をとるときに問題ないと思います。むしろ「いずれもない」というほうがちょっと不思議な感じで、家族構成はいろんな人がいて、自分の姉とか、ほかにもいろいろありますよね。なので、聞くんだったらそのほかがあったほうがいいかなと思うぐらいで、子どもについて、大学生以上はもうよしにしてしまう。中高校生の思春期のということで、デートDVの話も入れたいという気持ちもありますので、中学、高校生の子どものことは入れていいんじゃないでしょうか。

どの段階の子どもがいるかが3つあって、要介護者あるいは要介護じゃないけど、高齢者がいるか、いないかというのがある。そのほかの中高校生は中高校生で分析を深くするだけではないので、そのほかの家族がいるかどうかもちょうとここでは聞かないという、それぐらいでいかがでしょうか。

【井上会長】 子どもに関しては、今のは中高生で1つの項目を増やそうという。

【中澤委員】 それ以上でもいいかもしれないんですけど。

【井上会長】 未成年の子どもがいるかという意味ではそういうのもいいと思うんですが、「いずれもない」というのは、中澤委員はこれの際どのように。

【中澤委員】 これはあてはまるまで丸をしていくので、「いずれもない」というのは、要するに、家族構成、いろんな家族を考えたときに、おばがいるとか、何か自分の親

世代の兄弟がいるということまでは聞いていなくて、この「いずれもない」というのは、子どもか高齢者がいないかだけの話なので。だけど、これはすごく意味がわかりにくい。夫婦だけの世帯ということなのか、例えばひいおばあちゃんがいるとかいうのも、その場合に65歳以上があるか、ないか。数は少ないと思うんですけど、それ以外の家族のことを含めると、「いずれもない」に丸がしにくいですよ。

【佐藤副会長】 佐藤です。ケアするような同居家族がいるか、いないかを聞く項目だからというようなとらえ方と。

【中澤委員】 それか、子どもがいるか、いないかを聞いていることなので、「いずれもない」というのはそのどちらもないというだけで、ほかの家族がいないということとは違う。だけど、ここだとわかりにくいので、これは要らないんじゃないかなと思って。

【井上会長】 ここの「いずれもない」という項目を削除して、例えば上の括弧の中の（あてはまるものすべてに○）をしてくださいの次に、例えばあてはまるものがなければ丸は不要ですとするというやり方もあるけれど。

【中澤委員】 すごい細かいんですけど、細かく言うと、そのほか入れて「いずれもない」だとわかるんですけど。

【井上会長】 だから、その他の家族がいる人と全くいない人というのはここでそれぞれにつくろうという。

【中澤委員】 つくるか、「いずれもない」をとって、子どもがいるか、高齢者がいるかだけの話にするか、どちらかのほうがすっきりするという。

【事務局（西田）】 事務局です。ここの設問の趣旨としては、先ほど副会長がおっしゃられたように、ケアするような人がいるかいないかを聞くというのが主眼になっていて、端的に言えば、ケアする対象でない同居の方がいない場合は、それは設問の趣旨からは要らないと。そこは答えなくていいですという意味合いからすれば、先ほど会長がまとめられたようにあてはまるものがない場合は丸をしなくて結構というやり方もございます。

「いずれもない」けど、その他があるとすると、多分、今の中澤委員のご議論のとおり、じゃ、弟がいる場合、どうなるんですかとか、おじと一緒に住んでいるんですけどとか、いや、そんなことお聞きする必要はないということとをもっとはっきりさせるのであれば、次の方と同居していれば丸をしてくださいという意味だと思うんですね。ですから、そこをもうちょっとはっきりとわかるように設問をつくるというのが一つの手かなと。

【中澤委員】 わかりました。あてはまるものはないでいいんです。すみません。家族

構成を聞くという話になっちゃったので、5については、あてはまるものがないで。

【事務局（西田）】 そうですね。「いずれもない」というと、何かよくわからないので、あてはまるものがないという。

【中澤委員】 そうすると、無回答とあてはまらないのとがわかるので。すみません。それは今の子どもの話とはちょっと別でしたので、子どもについては、何を入れるか、入れないかということを確認していただければと思ったんですが。

【井上会長】 はい。そうしましたら、「いずれもない」というのをあてはまるものはないという表現に変更することよろしいでしょうか。その上で、子どもですけれども、その中高生ということだけでいいのか、もっとあったほうがいいのかというのはいかがでしょうか。

【加藤（由）委員】 問8のほうについて、私もこの小学校、中学校、大学で小・中・大にするかどうかは別にして、もう少し細かく聞いたほうがいいと思います。それと続けて、ここに対する意見を言ってしまうてよろしいですか。まとめたほうがいいですか。

【加藤（春）委員】 この項目について、先に言わせていただいてもいいでしょうか。

【加藤（由）委員】 F4についてだけですか。

【井上会長】 この項目だけ。はい。

【加藤（春）委員】 F4に関連して、これはそちらからご説明があったとおりの趣旨ですから、あまり細かくしない。ただし、中高というのはまた別の意味で、これはどこで聞いてくるか、職員の場合には、課長職以上の職務を望まない理由はどんなことですかというので、意外と思春期は難しくてということも伺いますので、中高を聞いておいてもいいかもしれないという気はいたします。それで、職員の方の気持ちになって、私はこのF4を見て、今のセグメンテーションは気がつかないんですけど、「あなた」を含めてというのは、これはおかしいと思われたいらうかと。市職員ですから、介護が必要な方は今回、対象者になっていらっしゃると思いますので、ここは削られたらどうかと。

【中澤委員】 セットになって残っちゃったんですね。

【加藤（春）委員】 そうです。なるべく同じ項目を入れていただくということをしていただけたらいいと思いますけど、職員の場合にはこれは。

【伊藤委員】 先ほど佐藤さんの問8のウ)の学校教育の場というところで、今の質問とちょっと関連がということだったんですけど、私はここの問8とここはとてもリンクしていると思うんですね。ですから、中学校までは義務教育ですし、それ以上、高校は、高

等教育の範囲になりますし、それぞれの教育の場で感じる現状というのは違ってくると思いますから、そこから浮かび上がってくるニーズというのも当然違ってくると思うので、ここは問8のウ)と、今言ったF4のところ、職業調査のほうですけれども、そこはリンクして考えるべきだと思います。

【中澤委員】 中学生と高校生は分けてF4に入れたほうが良いという案ということでいいですか。

【伊藤委員】 そうですね。実際、今、子育てを担当している母親たちから抱えている子どもによって感じる男女平等に対する意識というのは全然違いますし、かかわることが学校の現状によって違いますから。

【井上会長】 今のは中高をまとめるのではなくて、中学生、高校生という項目に分けることと、大学生もあったほうが良いということですか。

【伊藤委員】 私はできればあったほうが良いと思います。

【井上会長】 皆さん、どうでしょうか。

聞くとところはなるべく丁寧に聞いて、クロス集計で入れるか、入れないかはまた別の問題として、職員のほうでいえばF4は就学前の子ども、小学生、中学生、高校生、大学生というように、子どもに関しては細かい区分で聞くということにさせていただくということによろしいですか。

【中澤委員】 いいような気もするんですけど、高校はほぼ九十何%で進学するので、その学齢期の子どもは大体網羅できるんですけど、その後の進路は大学生、進学率は今、半分ぐらいですし、じゃ、そのほかの同じ年齢の子どもはということになるかと、今ちょっと思ったんですけど。むしろ大学生は要らないのかなと。

【加藤（春）委員】 私もちっと人権上問題だというふうに思いました。差別に感じられる方があるかもしれない。うちのほうは対象ではないのかというふうにお思いになるような質問は避けたほうが良いと。

【井上会長】 高校までだったらどうでしょうか。

【佐藤副会長】 実際、クロス集計するときに、結果のときに、例えばこれだけ分けたものの中でこの項目についてどう答えているかというような、クロス集計まで結果としてできるものですか。この段階ではできないですよ。職員の前のときの報告書を見ると、回答者がこういう枠組みで入っていますということだけであって、各項目に関して、せめて男女に分けてというぐらいの集計の仕方しかできないですよ。

【井上会長】 分析はできるでしょうけど、要するに、予算の問題ですね。

【事務局（西田）】 すみません。申し訳ありませんが、今、高校という議論があるんですが、ほぼ全入とはいえ、高等専門学校に入られる方あるいは専門学校に進まれる方というのもしらっしゃるんですね。中学までは義務教育ですが、それ以上になってくると、調査の方向によって聞き方が異なるのかと。思春期の子どもがいるのかどうかというふうなことを知りたいのか、あるいはその方の学歴みたいなものを知りたいのかということで、極端なことを言えば、中学生を卒業して、それ以上の学校に行っている学生の方でいえば、予備校生なんかも含めて分かれてしまうのかもしれないし、なかなか実はセンシティブなところだと実は思っていて、細かく聞くのが、このアンケートの目的として非常に重要ならば、聞き方をもっと工夫して聞かないと、例えば、うちの子、高校生じゃないんだけど、専門学校に行っているんだけどというような場合にどう対応していいのかということも多少あるかなという点がございます。

【中澤委員】 コンサルタントの方にお任せするというのはだめなんですかね。それ以上。決めないとだめなんですかね。ほかにもたくさんあるのかなと思うのと。

【井上会長】 そうですね。一番簡単なところと思ってやり出したら大変だというのがよくわかりました。

子どものどの時期かというのはもう少しきちんと決めたいという要望はよくわかりましたので、それはそれとしながら、どういう表現にするかは保留にさせていただいて、もう時間以内におさまらないかもしれないような気がしてきたので、問題だけ最初に出していただいて、その上で、どうしてもここで議論しなければいけないものから順番にやっていくということしかないかなと思います。

先ほどは職員の方でいいますと、問8の表の中が漠然としているということが挙がっていました。それ以外にほかの点でもありましたらお願いします。

【加藤（由）委員】 これは多分共通だと思いますが、職員のほうでいくと、4ページの問9、ウ)の回答ですが、「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」という回答になっているんですが、この中で、これは丸をつける場合に、できない人もいるから賛成、あるいは子どもはもう要らないから賛成の2通りの中身があるというふうになんかちょっと感じましたので、回答するときそこに分けるか、分けないかというのはわからないんですが、理由は分かれるなというふうに感じました。

【中澤委員】 じゃ、関連して。議論というより、ここに要検討というコメントを出す

ということで。同じところで、この問9は、市民意識のほうにも同じ項目があって、私が思いましたのは、ここで聞きたいのは平等に関する意識、あるいはジェンダーに関する意識だと思うので、結婚の話がすごく多くて、結婚よりはもう少し平等に関する意識を実態、現状を皆さんどう思っているかということをつくう質問のほうに限られたページの中ではよろしいのではないかというふうに思いまして、と申しますのも前回も、提言においても、男女平等ということについてのとらえ方が、市民の中に誤解があるのではないかという提言をさせていただきましたので、これを入れて、平等にかかる意識が高い、低いというのはちょっと言いにくいですが、市民にまだまだ課題が多いという部分が出てくるかもしれないんですが、そこがあったほうがいいと思いまして、今のウ)も含めて、結婚に関するア)、ウ)、エ)は要らないのではないかというのが意見です。

かわりに、例えばこれは議論が要ると思うので、きょうは時間がないんですけども、例えば平等と騒ぎ過ぎるのがよくないのだとか、今は男女平等について積極的差別是正策、ポジティブアクションを括弧に入れていただければと思うんですけど、そういうものを推進しようという動向がありますが、それについては必要だとか、必要ないと思っているかどうかというようなこと。ただ、平等が行き過ぎるからよくないとか、騒ぎ過ぎるのがよくないとか、何かそういう意識。あるいは積極的な差別是正策について賛成、反対というようなこと。あるいはジェンダー観とよく聞かれる、女性より男性のほうが管理職に向いているとか、男性のほうが頼りになるとか、何かそういうもの。あるいはちょっと男性は一家の長として役割を果たすべきだとか、何かそういうような役割についての意識、あるいは平等に対するとらえ方を結婚のかわりに入れてはいかがかなと思いました。問9にかかわってという意見ですけども。

【井上会長】 はい。ありがとうございます。

ほかに。別の項目で結構ですが、どうですか。

【加藤(り)委員】 私は市民のほうの、まず3ページの間4なんですけれども、問題で、これからの子育てをどのようにしたらよいというふうに聞かれると、絶対理想論だと思うんです。なので、ここも聞くんだったら、理想はこうだけど、自分はこうしちゃっているんだというようなところが出てくるような設問にしたほうがいいのではないかと思います。

あと、いいですか。それから、女性は仕事をしている方でも、子育て、結婚で一度やめてしまうというようなことも現実なんですけど、それに対しての再就職とか、再就職の支援

という言葉が出てこないんですね。仕事のところで、最後ですね。11ページの問24で、市の施策としての5番で、「女性の就労支援や働きやすい環境づくりの促進」とは出ているんですけども、例えばここに何かこの再就職というような言葉を盛り込んで、一度やめてももう一度できるようなところを出したほうがよいのではないかと思います。

それから、全体に関することなんですけれども、前回のこの調査を見ると、11ページに、自由にお書きくださいというところで、非常に欄をたくさんとって、それに対していろいろ書いておられる方が多いんです。それに比べたら非常に今回狭い。前はこれですね。半ページ分ぐらいとっているのかな。こんなに差があるんですね。それに対して非常にいろんな意見を書いている方が多いので、ここはやはり、できたら少し広くしたほうがよいのではないかと思います。

あと、今の中澤委員がおっしゃったような男女平等に対してのとらえ方が市民とすごく違うというのがあって、私もすごくそれを言っているんですけども、例えばこの意識調査のタイトルが、小金井市男女平等に関する市民意識調査となっているんですけども、やはりここは男女平等が必要なのかとかですね。その男女平等に関する意識というふうに言われただけで、ある一部の方が男女平等という言葉で自分が責められたりとか、嫌な思いを持ってしまうという側面というのがどうしてもあるので、このタイトルに男女平等を入れなくてはいけないのかというのをひとつ考えていただければと思います。

私としては絶対男女平等なんですけれども、いっそのこと、男女共同参画のほうがまだいいけど、だめですかね。いいのではないかな。例えばですよ。何かそういう。

【中澤委員】 男女の生活に関する項目を生かしたりして。

【加藤(り)委員】 それともう一つ、それに関してさっきの11ページで、自由意見なんですけれども、ここで男女平等に関することというふうには書いてあるんですが、例えば前回のものでは、女性も男性もともに生き生きと暮らせる社会づくりに向けてご意見がありましたらご記入くださいというふうには書いてあるんです。こちらのほうが書きやすいのではないかな。男女平等というと、下手すると本当に非難するような、男と女を同じにする必要はないとか、そういう非難するようなことが増えてきやしないかなという懸念がここにあります。

あと細かいことなんですけど、例えば5ページの問11で、女性が職業を持つというふうには書いてあるんですが、その中の5番目では仕事を持つとなっているし、問12は仕事を

持ち続けるというふうになっているんですが、その職業を持つとか、仕事を持つとか、そういう言葉は何でしょうかね。ちょっと私はわからないんですが、意味があってこういうふうに書いているのか。そうでないんだったら統一したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【中澤委員】 私も言いかけたので最後まで。子育て、教育のところで、男女平等を進めるために、ここの議論で、公民館ですとか、成人の学生の話の男女の大切さを議論してきたものと、啓発教育、学習というのがとても大事だと思いますので、大人の学びの要素がどこかにあるといいと思ひまして、問5のところ、学校だとちょっと入らないんですけど、成人の学習機会を広げるとか、それから、ここはもうとりわけ成人の男性の理解を広げるとかいうところがあってもよろしいかと思ひました。でも、学校に限定するのであればここだと思いますが、一つの案として、提案として思ひました。

それから、リプロダクティブ・ヘルス・ライツについてもひとつテーマで、それが問18にひとつ入っているんですけども、これについては最近とても議論になっている子宮頸がんなどのワクチンの話もありますので、婦人科疾患（乳がん、子宮がんなど）にして、検診の啓発とか教育とか、更年期、性感染症、性教育、妊娠、出産があるんですけど、そういう婦人科系疾患というのがリプロですので、入れていただければいいかと思ひましたし、ここは男性は関係ないと思われそうなので、男性についても学習、理解を広げるみたいな、ワーディングは考えていただくとして、入れてもよろしいのではないかと思ひました。選択肢の追加で入りそうなので、検討いただきたいということです。

それから、ドメスティック・バイオレンスが今回大きなテーマで、たくさんあるんですけども、課題についても聞いているのが前回と違うところなんですけど、枝間は、受けたときなので、問16の1、2、3は、被害の人がほとんどなんですけど、見聞きした人が相談しようと思ったかというのがひとつ、ちょっとスペース的に厳しいようなんですけれども、あってもよろしいかなと思ひました。相談はなかなかしないと思うんですが、受けた人でなくても、見聞きした人は少しあるのかなと思ひましたというのが一つ。

職員と市民のほうの比較なんですけれども、職員の間4、5、6が職員だけですよね。見落としていないと思うんですけど、男性が育休をとるときについての意識が問5と6に特にあって、それは市民のほうになくて、利用できない理由、しない理由になっているんですけど、スペースがちょっと厳しそうかなと思うんですけど、この5と6、つまり、男

性が理解を深めるということが特に大事であるという議論もありましたので、このところをうまく生かせないかなと思います。ちょっと分量的に厳しいかもしれないと。

意見です。

それから、細かいんですが、あともう一つ、職員の問14でどのようなことを心がけていますかで、ここにぜひ日ごろから学習するとか、何か研修の機会に参加するとか、積極的にそういう情報を得るようにしているという、職員の学習、情報収集みたいなのところもひとつ加えていただくとありがたいかなと思いました。

私からは以上です。いろいろ言いましたけど、指摘ということです。

【加藤（春）委員】 問1と問2です。問1の6番、選択肢6番で、「家族や民間サービスなどに任せる」というものですね。「任せる」というのはこれはあまりにも極端なので、民間サービスや、しかも、公的サービスのことに触れていないわけですから、民間サービスや公的サービスを大いに活用するというほうがいいかと思います。それから、問2の同じく6で、これもそのようにしてはどうかということです。意見です。

あとは社会参加についての問15ですね。これは昭島の調査を拝見させていただいたことがありまして、非常に重要な調査で、こちらでもやっていただきたいということを私が申し上げたことが以前に、この会合が始まる前にあったんですけども、その昭島と比べますと、指摘したいところがあります。というのは、私は公民館の企画実行委員を1年半させていただきまして、専業主婦であった市民が中心になって推進してきたという歴史がある関係か、非常に昼間の会議が多くて、そこに男性の定年退職者が加わられて、どちらかというが高齢化した男女が企画を立てたり、参加者も限定されてしまうというようなことがありますので、活動時間のことをきちっとやっていく必要があつて、昭島の調査のようなものをぜひ取り入れていただきたいということを、意見を申し上げたことがあつてとり入れていただいたのではないかと思うんですけど、昭島と選択肢の順序が変わってしまっているんですね。さまざまな立場の人が参加しやすいように活動時間などを調整するというのは昭島では一番最初の、一番の選択肢になっております。

こちらではこの項目の順番が下がっておりますので、ぜひ昭島と同じ順番を、できれば選択肢も昭島の調査と同じようにしていただきたいというふうに思っております。

それから、問21、これは単に訂正なので、言葉が「男女共同参画にかかることば」じゃない、「かかわることば」ですね。「かかわる」に訂正していただきたいと思います。

それから、その次の問22ですね。これに7番として、「DVやセクシュアル・ハラス

メントなどの被害者への支援」というのを入れて、以下、番号を繰り下げたらどうかと思います。「相談」というと、かなり女性行政にかかわっている人間は、DVが中心になってくると思いますけど、もう少し心理的な相談とか、ちょっとした相談ごととかをイメージされる方が多いと思いますので、やはりこのところをもっとやってほしい。市民の意識も平等もはっきりと伺ったらどうかと。前の一般的な相談と重なるかもしれませんが、両方残してもよろしいんじゃないかという意見です。

【加藤（由）委員】 続けてよろしいですか。今の加藤（春）委員がおっしゃった10ページの「かかわる」は、私もそのように思いました。それと、先ほど中澤委員がおっしゃった市民のほうの3ページの学校教育の問5ですね。この中でおっしゃった成人の場の学習。例えば町会とかで非常に男性優位というか、男女差別を非常に感じる部分もありまして、会議のお茶を洗うのはもう当たり前のように女性だということも聞いているんですね。なので、成人の場の学習について触れていただきたいと思います。

それと、市の職員のほうのアンケートの中で、3ページ、問7なんですけれども、問6ですね。7については選択した理由があるんですが、問6のほうは選択した理由がないんですけれども、ここにも育児休業をとることについてどう思うか、その理由というのがあったらどうかと思います。育児休業をとるようなのは男の仕事じゃないとかいろいろ出てくるんじゃないかと感じています。

それとこの同じく市の職員のほうの6ページなんですけど、問14の中で、3つ選択肢があるんですけれども、このアンケートをやっていて、今後は心がけたいとか、アンケートをとること自体非常に大事だと思うんですね。これをやってみたら、今後心がけたいという人もいるかなと思いました。こういうアンサーを追加したらどうかと思います。

それと7ページなんですけど、問17の中のあてはまるもの7番、パートタイマーの労働条件の向上とあるんですが、これはなぜパートタイマーだけなのかよくわからなかったんですね。正規職員もそういう意味では労働条件の向上、実際に定時があっても残業して帰れない実態は多々ありますので、正職の場合もこういうふうにあっていいんじゃないかなと思いました。

あと非常に細かいことなんですけど、この設問の、市民のほうの問2、ここだけ「また」とあるんですが、1、2、3とあって、2だけ「また」があるのがちょっと違和感があって、これは要らないかなと思いました。

以上です。

【井上会長】 ほかいかがでしょうか。

【中澤委員】 関連ではなくて、時間が限られているので、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、予定を見ると、次回にはもう確定版が出るということなんですか。異論がなければ指摘として、こういう指摘でしたというのは変えなくていいというのはここで確認したほうがいいと思うんですけど、こういうのを検討したほうがいいというふうになるとして、それはあとは全部コンサルタントと事務局のほうでやっていただいて、それをもう確認するだけなのか、大きな修正はだめでも、この言い方をちょっと変えるぐらいはできるのか。進め方ですね。この後の指摘は全部お任せして、修正ができるのかどうか。何か別にちょっと私たちもかかわるといのが一つ。それから、次回の審議会で修正が可能かどうか。

【事務局（松井）】 次回の審議会の週には、庁内の各種調整を行い、翌週には印刷作業をさせていただきたいということで、ですから、審議会としては、てにをは修正の範囲でお願いしたいと思います。

【中澤委員】 じゃ、もうお任せして、次に出てくるしかないんですか。どうですか。

【事務局（松井）】 あとはお任せいただき、会長とご相談しながらさせていただきたいのですが、きょうは、各委員の意見なのか、皆さんの総意かどうかということは確認をお願いしたいと思います。

【佐藤副会長】 どうもありがとうございました。この調査をして、行動計画をつくるのに参考にするわけですね。平成24年度末までに行動計画をつくるわけだから、結果が例えば4月とか5月ぐらいにはもう出せる状態じゃないとだめとかという、そちらのスケジュールとの絡みがありますよね。意識調査だけじゃなくて、各所管から、今、実際事業をやっていて、前回の行動計画に入っている具体的事業をどうするかという調査もしないと、行動計画をつくる段階ではできないですね。それもなさる、しますよね。そちらのほうのスケジュールと上がってきたものの結果をもとに、行動計画をつくるほうが私たちはメインとすべきかと思うので、これにすごく力を。もちろん力を入れなきゃいけないんだけど、その辺のバランスはどうなっているのか、私は今すごい心配で。

【事務局（松井）】 きょうはお時間がないので、計画策定のスケジュールは次回ご説明するつもりだったんですが、雑駁にご説明をいたしますと、本調査の結果は、平成24年度の早い時期の審議会であらあらご説明したいと考えております。計画策定の庁内の調査は、24年度に行い、その後、その庁内のヒアリングを踏まえてをご報告するようなス

ケジュールです。

【佐藤副会長】 検討会みたいなものを、数人でということはできますかね。

【中澤委員】 自主活動なんじゃないですかね。

【佐藤副会長】 うん。きょうの意見を、私は会長に一任してもいいんですけど。まあ、会長の立場からすると、一任されても多分結構難しいと思うんです。けど、かといって、もう一回することはちょっと難しいと思うので、自主作業会的に参加いただくような形で決めるとかしないと難しいかなと思うんですが、その辺の意見をまず決めてしまったほうがよくないでしょうか。または会長一任にしようとか。

【中澤委員】 出てきた問題点の指摘について、それを検討するかどうかをまず総意として確認してもらって、それは検討しなくていいという議論になったら、それはそれで、変えるなら、どう変えるかは細かいところになるので、最終的には会長に一任なんですけれども、会長1人だと大変なので、少しワーキング的にするのをここで確認するかどうか、2つでお願いできればと。

【加藤（春）委員】 私、今全部書き取れなかったような気もするので、その頭自体の整理みたいなものもちょうと時間かかると思います。

【佐藤副会長】 全部、記録とれました？ 今、各委員からの意見を。

【事務局（松井）】 メモはしております。

【井上会長】 皆さんから1回はご発言をいただきたいと思いますので、どの議事に関してでもいいので、佐野委員からいかがでしょうか。

【佐野委員】 佐野です。皆さんの活発な意見、勉強させていただくというような役割なのかなと。もう少し自分の意見はあとのほうで、出せるときに出したいと思います。今は委員の皆さんの思いを受け止めて問題点を共有したいと思いますので、自主作業部会のほうをぜひ進めていただいて、そこに参加させていただければというふうに思います。

以上です。

【井上会長】 いかがでしょうか。

【吉田委員】 きょうはありがとうございました。内容に関してはやっぱりいろいろ皆さんの思いがあると思うので、それは結構時間かかると思いますね。前回のときもそうでしたけど、調整するのがね。だから、そこはどういうふうに最後調整するかというのは確認しておいた方がいいんじゃないのかなという。あと、例えば市の職員が行う調査の間8と市民のほうの調査の間19というのは同じなんですけれども、29も同じなんですよう

けど、設問の文言が違ふとかね。意図があるのかどうか。そちらのほうが答えやすいから書いているのか、それとも単純に意図がないのかというのちょっとよくわからないんですけど、意図がないんだったら同じにしたほうが、同じ設問のほうが回答としては集計がきちんと出てくるのかなと。変えればやっぱり意思の決定が変わってくるのかなと。「非常に優遇されている」と「優遇されている」のでは意味が違ってくるというふうに思いますが。

【井上会長】 一緒のほうがいいでしょうかね。

【吉田委員】 そういうのもあると思うので、挙げたものを1回調整して、最終的には会長さんもやりやすいのかなという気がします。

【井上会長】 ありがとうございます。そうしましたら、ワーキンググループ的なものを行ったほうがいいという方向で今ご発言が多いので、そのようにさせていただきます。

きょうご指摘いただいたのはどれも大事な件だと思いましたが、なるべく盛り込みたいと思うけれども、スペースの問題とかいろいろな調整でどうなるかわからないということはあるので、その点はご了承ください。

では、もうこれで時間も過ぎましたので、よろしいでしょうか。

きょうはどうもありがとうございました。今期も密度濃くいきそうな予感がいたします。どうぞよろしく願いいたします。きょうはお疲れさまでした。

— 了 —

資料1

小金井市男女平等推進審議会委員名簿

自平成24年1月23日

至平成26年1月22日

区 分	氏 名
公 募 市 民	あらい としお 新 井 利 夫
	いとう ちよこ 伊 藤 智代子
	かとう ゆきえ 加 藤 由喜枝
	かとう りつこ 加 藤 りつ子
	さとう みやこ 佐 藤 宮 子
学 識 経 験 者	いのうえ えみこ 井 上 恵美子
	かとう はるえこ 加 藤 春恵子
	さ の てつや 佐 野 哲 也
	なかざわ ち え 中 澤 智 恵
	よしだ てつみ 吉 田 哲 三

(敬称省略) 名簿は各五十音順

資料 2

小金井市男女平等推進審議会の進め方について（案）

1 会議について

- (1) 会議は、会長が招集する。（条例 3 1 条第 1 項）
- (2) 会議の成立は、委員の半数以上の出席をもって開催する。（条例 3 1 条第 2 項）
- (3) 会議は、原則公開とするが、審議会の適正な運営に支障があるときは、非公開にできる。（条例第 3 3 条）

2 会議録の作成について

- (1) 会議録作成方法の決定（市民参加条例第 5 条）
 - ① 全文記録
 - ② 発言者の発言内容ごとの要点記録
 - ③ 会議内容の要点記録

(2) 会議録確定までの流れ（全文記録の場合）

ア 業者委託（テープ反訳）とする。

イ 校正の概要

(ア) 流れ

業者による会議録の作成 → 事務局の校正 → 各委員へ会議録（案）送付・各委員発言部分の確認・修正（会長へ一任） → 事務局の修正 → 会長へ校正会議録送付・確認・確定 → 業者に確定会議録の作成依頼 → 会議録納品 → 会議録として公開（企画政策課男女共同参画室・情報公開コーナー・議員図書室・図書館・ホームページ）

(イ) 修正内容

差別用語、事実誤謬、個人名、名称の誤謬及び漢字の変換ミス等

3 傍聴について

- (1) 審議会の日程は、市報及びホームページに掲載する。
- (2) 傍聴者からの意見表明については、意見用紙により行う。
- (3) 傍聴者からの意見表明について、会長判断により、必要に応じて審議会の参考とし、意見に対する質疑応答は行わない。（別紙意見用紙参照）

小金井市男女平等推進審議会開催経過

(平成21年度・22年度)

回	日時・場所	内 容	委員の出席	その他 (傍聴・保育等)
1	平成21年度 6月5日(金) 午後2時～4時 於:前原暫定A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成19年度)について 行動計画推進状況に関するヒアリングについて その他 	8人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0
2	10月9日(金) 午前10時～12時 於:前原暫定A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第3期男女平等推進審議会の提言について 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成20年度)について その他 	7人 (欠席2)	傍聴者:0 保育:0
3	10月23日(金) 午後6時30分～8時30分 於:議会応接室	<ul style="list-style-type: none"> 第3期男女平等推進審議会の提言のまとめについて その他 	7人 (欠席2)	傍聴者:0 保育:0
第4期				
4	11月26日(木) 午後2時～4時 於:前原暫定A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱について 審議会の進め方について その他 	9人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0
5	2月16日(火) 午前10時～12時 於:市民会館萌え木 ホールA会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市の各種計画について 審議会の進め方について その他 	9人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0
1	平成22年度 5月17日(月) 午前10時～12時 於:前原暫定A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第4次基本構想パブリックコメントについて 配偶者暴力対策基本計画(案)に対するパブリックコメントについて その他 	9人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0
2	9月14日(火) 午後6時30分～8時30分 於:前原暫定A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力対策基本計画(案)に対するパブリックコメントの結果について 修正後の配偶者暴力対策基本計画について その他 	9人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0
3	12月15日(水) 午後6時30分～8時30分 於:前原暫定A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力対策基本計画について 第3次行動計画推進状況報告書について その他 	10人 (欠席0)	傍聴者:0 保育:0
4	3月7日(月) 午後6時30分～8時30分 於:前原暫定A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画に対する進言について その他 	9人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0

小金井市男女平等推進審議会開催経過

(平成23年度)

回	日時・場所	内 容	委員の出席	その他 (傍聴・保育等)
1	平成23年度 5月23日(月) 午後7時～9時 於:第二庁舎801会議室	・ 行動計画に対する進言について ・ その他	10人 (欠席0)	傍聴者:0 保育:0
2	8月24日(水) 午後7時～9時 於:第二庁舎601会議室	・ 第4期男女平等推進審議会の提言のま とめについて ・ その他	9人 (欠席1)	傍聴者:0 保育:0

資料4

(写し)

小企企発第147号

平成24年1月23日

男女平等推進審議会会長 様

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(仮称) 第4次男女共同参画行動計画 (案) について (諮問)

小金井市男女平等基本条例第10条に規定する行動計画を改定するに当たり、同条例第27条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

(諮問事項)

- 1 (仮称) 第4次男女共同参画行動計画 (案) について

（仮称）第4次男女共同参画行動計画策定事業概要

1 事業目的

個性が輝く小金井男女平等プラン（第3次行動計画。平成15年度～24年度）の計画年度が平成24年度で終了するため、平成25年度以降の計画を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

計画策定に当たっては、計画年度が平成24年度で終了する「配偶者暴力対策基本計画」に続く計画を含むものとする。

2 事業概要

計画策定に先立ち、市民意識調査、市職員意識調査等を実施し、男女平等に関する現状を調査する。

男女共同参画の各分野の施策の推進状況及び問題点、計画年度中の課題、方策等を明らかにするため、庁内の意見を聞き、総合的に調整を行う。

男女平等推進審議会は、調査結果及び市の施策の現状を踏まえ、小金井市男女平等基本条例第27条第2項に基づき審議を行い、計画（案）について答申する。

市は、答申を踏まえ、平成25年度を初年度とする概ね4年間の計画（計画期間は平成25年度～平成28年度）を策定する。

3 市民参加の取組（案）

(1) 男女平等に関する市民意識調査の実施（平成24年2月予定）

住民基本台帳から無作為抽出により18歳以上2,000人

(2) 市民懇談会等の実施

男女平等推進審議会の審議の状況により必要に応じて開催。計画（素案）に対する意見を求める。

(3) パブリックコメント

計画（素案）に対する意見を求めるため、1か月以上の期間で実施。

4 計画策定の流れ

平成23年度

(1) 基礎調査（市民意識調査、市職員意識調査）の実施支援

平成24年度

(2) 第3次行動計画、及び、配偶者暴力対策基本計画の見直し作業

(3) （仮称）第4次男女共同参画行動計画（案）の検討

(4) 市民懇談会等の実施

(5) パブリックコメントの実施結果の検討

(6) （仮称）第4次男女共同参画行動計画（案）の答申（平成24年12月予定）

資料 6

企画政策課男女共同参画室の所管事業

1 行動計画の推進

- (1) 第3次行動計画「個性が輝く男女平等プラン」の施策の推進及び推進状況の把握
- (2) 男女平等都市宣言、男女平等基本条例の推進
- (3) 男女平等推進審議会の設置及び運営
- (4) 不平等や差別に対する相談の「苦情処理窓口」の設置（男女平等苦情処理委員の設置）
- (5) DV被害者に対する支援

2 男女平等意識の育成・啓発

- (1) 男女平等啓発事業「こがねいパレット」の開催
年1回開催。公募の市民企画実行委員が企画・実施・記録集作成
- (2) 男女平等情報誌「かたらい」の発行
年2回発行。公募の市民編集委員による企画・執筆
- (3) 「男女共同参画シンポジウム」の開催
年1回。様々なテーマを基に開催。
- (4) 国内研修事業参加に係る費用の補助
東京都及び隣接する地域で実施する男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民に対し、参加費用の一部を補助する事業
- (5) 日常のさまざまな悩みを相談する場として「女性総合相談」の実施
金曜日午後実施。年40回
- (6) 再就職を希望する女性を対象にした「再就職支援講座」の開催
平成23年度は公益財団法人東京しごと財団と共催。